

### 講習会情報



講師の吉留 佑太郎 氏

6月25日(火)午後3時30分より当所会議室にて、『定額減税とインボイス制度に関するセミナー』という演題で、吉留 佑太郎 氏(鹿児島県よろず支援拠点コーディネーター・税理士)を講師に、講習会を開催しました。

令和6年6月から始まった定額減税が、「見切り発車」の感覚が非常に強い国の対応に、「よくわからない」という声が多数あり、グレーゾーンな部分が多いので、わからないという声上がるのはもともとと言われていました。

①年末調整で一気に処理するのではなく、毎月の給与に反映させて、所得が引かれず手取り額が多くなっていることを実感してほしいということが国としては重要であるということ②源泉徴収票の書式の変更はなく、「摘要欄」に定額減税した分を「定額減税済み」と記載すること③個人事業主は確定申告の際に処理するため、申告書の書式が変更になる可能性があること④給与をもらう側は特別何も手続き等必要ないが、万が一減税しきれなかった時にはそれぞれで自治体にて手続きが必要とのこと。短期間での減税期間であるにも関わらず、システム会社は対応に追われ、併せて自治体の税務課職員も同様に大変だと話されていました。



### 個人事業所の皆様、利用してみませんか? < 商工会議所の記帳代行制度のご案内 >

商工会議所では、日々の記帳事務軽減に、個人事業者を対象にした記帳代行を行なっています。

コンピュータで記帳から申告まで、  
あなたを決算事務から解放!



#### 記帳代行業務について

- ・毎月1回、前月分の現金出納帳(収支日計表)をご記入のうえ預金通帳等と共に提出していただきます。
  - ・当所で会計ソフトへ入力後、元帳を作成し決算・確定申告までお手伝いいたします。
- 代行手数料は、初年度の月額5,000円(税別)×12ヶ月分+決算手数料5,000円(税別)からスタートします。
- 次年度以降は、前年の売上高に応じて月額6,000円(税別)～月額20,000円(税別)となります。
- 当所のコンピューターによる「記帳代行制度」をご利用ください。

### ▽金利情報▽ 主な融資制度の金利のご案内

令和6年 8月31日現在

日本生活金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業 小口資金融資制度	
普通貸付 (資金使途、返済期間、担保・保証人の有無により金利変動)	0.55% ～3.9%	中小企業 振興資金	1年以内 1.8%	小口 資金	1年以内 1.8%
小規模等経営改善資金 [通称:マル経資金] (無担保・無保証人)	1.45%		1年超3年以内 2.0%		1年超3年以内 2.0%
			3年超5年以内 2.1%		3年超5年以内 2.1%
国の教育ローン	2.4%		5年超7年以内 2.3%		5年超7年以内 2.3%
		7年超10年以内 2.4% または変動金利			
		10年超 変動金利			

※各制度の内容やお申込み、この他の制度の金利など詳しくは、商工会議所(電話:53-2244)にご確認ください。

新たな事業展開等の取り組みをお考えの方、「中小企業の経営革新」のご利用を!



中小企業経営者の  
みなさまへ

## 国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

### ●制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**  
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**  
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**  
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

\\他にもこんな特徴があります。/

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします



## 経営セーフティ共済

### ●中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け**  
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は無担保・無保証人**  
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に**  
掛金月額、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！



共済相談室 TEL.050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00～17:00

令和5年9月から  
オンライン  
手続き  
スタート

制度の詳細内容は2次元コード又はホームページからご確認ください。  
ご要望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。



小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済

検索

